


**2025年春闘勝利・大幅賃上げ獲得  
労働条件改善・安全輸送の確立・要求実現をめざし  
全ての労働者と団結し闘おう**

# 地区本部学習会 & 旗開き



## 国労大阪

国労大阪地区本部  
発行・山下幸博  
編集・安宮政雄  
2025年 1月21日  
NO. 332

### 25幕開け！闘春旗びらき開催

1月12日(日)地区本部は国労南近畿会館にて、「闘春旗びらき」を開催し、25春闘に向けた運動と組織拡大に向け、団結を深め合いました。

第1部では、西川大史、弁護士による「労基法の危機？労働者・労働組合の保護と財界の狙い」と題した学習会を取り組み、労働者の権利と労働法に



(西川弁護士)

ついて学習し、近年まで政府・財界により改悪されてきている現状、40年ぶりの労基法大改悪が検討され、法に定められている最低基準を労使の

コミュニケーションという名のもとで下回る基準にしようとするのが大きな狙いであり、労基法解体を許さず、労働者・労働組合の権利を守るために闘う労働組合の重要性について講義を受けました。

第2部では、山下執行委員長が挨拶を行い、来賓からは、大阪労連の福岡議長、近畿地方本部の山本執行委員長より激励の挨拶を受けました。また、鉄道退職者の会から仲井氏が会への参加申込の訴えがされました。25年春闘行動を波見書記長が提起し、山口副執行委員長の乾杯の音



#### 第1 労働者の権利と労働法

- 労働法=労働者の権利を守るための法律。
- 労働者は使用者に比べて劣位にあり、けっして対等ではない。
- 「人たるに値する生活」を保障し、「最低限度の労働条件」を確保する目的。
- 法を下回る労働条件は無効となる。

##### 【労働基準法第1条】(労働条件の原則)

- 労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすものでなければならない。
- この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないこととはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

##### 【労働基準法第2条】(労働条件の決定)

- 労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである。

##### 【労働基準法第13条】(この法律違反の契約)

この法律で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、この法律で定める基準による。

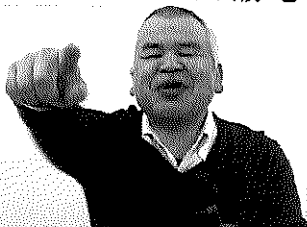
- 法律は、労働者の権利を保障(最低限度のものとしての権利保障)
- 労働条件の明示義務(労働基準法第15条)
- 賃金支払-全額払いの原則、直接払いの原則など(労働基準法第24条)
- 最低賃金(労働基準法第28条、最低賃金法)
- 労働時間規制-1日8時間、週40時間(労働基準法第32条1項)
- 休憩付与(労働基準法第34条)
- 時間外労働の規制(労働基準法第36条)
- 残業代などの割増賃金(労働基準法第37条)
- 年次有給休暇(労働基準法第39条)
- 解雇の制限(労働契約法第16条)

員長の乾杯の音頭により、それぞれのテーブルで談笑が沸き起こり、和やかな旗びらきとなりました。新年号クイズの応募も昨年の応募を軽く超える応募がみられました。抽選者5名が選ばれました。

#### 2025年も団結してガンバロウ

## 闘春旗開

国鉄労働組合大阪地区本部



各分会から決意表明され、参加の組合員で共有し、山下執行委員長が団結ガンバロウで旗びらきを締めくくりました。

### 新年号クイズ当選者発表

〈クロスワードパズルの答え〉  
シゴトオサメ  
(仕事納め)

オ	メ	イ	ハ	ケ
ツ	カ	イ	ゴ	ウ
ト	ク	ツ	イ	
シ	オ	タ	コ	
シ	ヨ	ウ	サ	シ
ゴ	ウ	シ	カ	ツ

大阪貨物分会

大和谷口  
三宅石山  
島田

忠昭  
好佑  
克彦  
実知高  
茂久

南大阪運輸分会  
大阪地区車掌分会  
環状片町運輸分会



(代表して三宅さんの笑顔)